

答 申

1 審議会の結論

福岡県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、令和元年6月11日付け福警人安第664号で行った個人情報不開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 審査請求に係る対象個人情報の開示決定状況

(1) 審査請求に係る対象個人情報

審査請求に係る対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、令和元年5月23日、福岡県〇〇警察署保護室〇（以下「保護室」という。）の監視カメラ映像（以下「監視カメラ映像」という。）に記録された審査請求人の個人情報である。

(2) 開示決定状況

実施機関は、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第17条第2項の規定により、本件個人情報は、条例第14条第1項第4号（行政運営情報）及び第7号（捜査等情報）に該当するとして、本件決定を行った。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、令和元年5月28日付けで、実施機関に対し、条例第13条第1項の規定により、本件個人情報の開示請求を行った。

イ 実施機関は、令和元年6月11日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、令和元年6月19日付けで、本件決定を不服として、審査庁である福岡県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、審査請求を行った。

エ 諮問実施機関は、令和元年11月7日付けで、当審議会に諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 路上で酩酊していたことで福岡県〇〇警察署に保護されたが、保護とは到底言えぬ、懲罰より酷い扱いを受け、その時の恐怖で、一人で歩く時の不安障害や精神的トラウマを抱えたため、弁護士に相談し、裁判に必要な証拠として本件個人情報の開示請求を行った。

(2) 本件個人情報の開示請求は、警察署が保護業務を本当に遂行しているかを問うための開示請求である。それを条例第14条第1項第4号及び第7号に該当することを理由とし、本件決定を行ったことは、私の受けた被害の隠蔽という意味合いになるので、

刑法（明治40年法律第45号）第104条（証拠隠滅等）の規定に該当する。

5 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を要約すると、次のとおりである。

- (1) 警察官職務執行法（昭和23年法律第136号。以下「警職法」という。）第3条第1項の規定による保護業務（以下「保護業務」という。）は、同項第1号で自傷他害等のおそれがある精神錯乱又は泥酔の者を対象としている。

本県警察においても、同項により保護された者（以下「被保護者」という。）に係る自傷行為、逃走、設備の損壊行為等の事故発生の事例が存在しており、福岡県警察保護取扱規程（昭和37年福岡県警察本部訓令第10号。以下「保護取扱規程」という。）第8条に規定する事故防止を図る必要性が特に高い。

そのような事故発生を防止する目的で監視カメラを設置しているところ、本件個人情報を開示した場合、監視カメラの撮影範囲や鮮明度、保護室の構造等が明らかになるため、被保護者の自傷行為、逃走、設備の損壊行為等を容易にするなど、事故発生の危険性が高くなり、将来にわたり反復して行われる保護業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件個人情報については、条例第14条第1項第4号に該当する情報と認められ、全てを不開示としたものである。

- (2) 本件個人情報に含まれる警部補以下の警察職員の容姿については、警部補以下の警察職員の氏名を不開示とする旨を規定した条例第14条第1項第6号の規定の趣旨と同様に、当該職員が現在従事する業務及び将来的に従事する業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、同項第4号に該当する情報であると判断する。

したがって、本件個人情報に含まれる警部補以下の警察職員の容姿については不開示情報であるため、これを容易に区分して除くことができるときは、不開示情報に係る部分を除いて、残りの部分を開示すべきところであるが、実施機関では、本件個人情報である監視カメラ映像について、不開示情報に係る部分を除くための機器を保有していない。

よって、本件個人情報については、部分開示することができず、全てを不開示としたものである。

- (3) 本県警察において、被保護者による事故発生の事例があり、本件個人情報を開示した場合、監視カメラの撮影範囲や鮮明度、保護室の構造等が明らかになるため、被保護者による設備の損壊行為等を容易にし、犯罪の予防及び犯罪発生後の捜査に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件個人情報については、条例第14条第1項第7号に該当する情報と認められ、全てを不開示としたものである。

6 審議会の判断

- (1) 本件個人情報の性格及び内容について

ア 保護業務について

警察官は、警職法第3条第1項の規定により、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して、精神錯乱又は泥酔のため、自己又は他人の生命、身体又は財産

に危害を及ぼすおそれがある者であって、かつ、応急の救護を要すると信ずるに足りる相当な理由のある者、すなわち被保護者を発見したときは、取りあえず警察署、病院、救護施設等の適当な場所において、これを「保護」しなければならないとされている。

こうした保護業務について、本県警察は、保護取扱規程において必要な事項を定めており、保護取扱規程第8条により、警察官は、保護業務に当たり、被保護者が負傷、自殺、火災その他自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事故を起こさないように注意しなければならないとされている。

審査請求人は、福岡県〇〇警察署において、警職法第3条第1項第1号の規定に基づき、「保護」されたものであり、同署は保護取扱規程第8条の規定により、審査請求人を「保護」するに当たり、同署内の保護室に収容したものである。保護室には、被保護者による自傷行為、逃走、設備の破損行為等の防止を目的に、監視カメラが設置されており、同署の警察職員は、当該監視カメラ映像について別室のモニターにより監視を行っている。

イ 本件個人情報の内容について

本件個人情報は、保護室内の監視カメラ映像に記録された審査請求人の個人情報すなわち、当該監視カメラ映像中の被保護者である審査請求人、保護業務従事者である警察職員、保護室の状況等の映像全体を指すものである。

(2) 条例第14条第1項第4号の該当性について

ア 条例第14条第1項第4号の趣旨

条例第14条第1項第4号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行を確保する観点から不開示情報としての要件を定めたものである。

県の機関等が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、開示することにより、その公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を事後的に全て列挙することは技術的に困難であるため、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、開示することによりその公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を含むことが容易に想定されるものをイからホまでにおいて例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの」として包括的に規定しているものである。

イ 該当性の判断

実施機関は、過去に、本県警察において、保護業務中に被保護者による自傷行為、逃走、設備の損壊行為等の事故が発生していることから、本件個人情報を開示した場合、監視カメラの撮影範囲や鮮明度、保護室の構造等が明らかになるため、被保護者による自傷行為、逃走、設備の損壊行為等を容易にするなど、事故発生危険性が高くなり、将来にわたり反復して行われる保護業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨を説明している。

当審議会では本件個人情報が記録された監視カメラ映像を確認したところ、当該監視カメラ映像には、被保護者である審査請求人が保護室に入室してから退出するまでの間、保護室において保護されている様子が記録されており、また、保護業務従事

中である警察職員の様子、保護室における入口、壁等の状況、間取りなどが撮影されていることが認められた。

本件個人情報が開示された場合、保護室における入口、壁等の状況、間取りなどや保護業務の全容が明らかになると同時に、何台の監視カメラでどの位置からどのような角度でどのような範囲を撮影したのかが一目で判明することから、このことは保護室や保護業務の死角や弱点、対抗手段等の検討につながり、被保護者による自傷行為、逃走、設備の損壊行為等を容易にするなど、事故発生の危険性が高くなり、今後の保護業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

実際、この点については、過去に自傷行為、逃走、設備の損壊行為等の事故が発生しているとの実施機関の説明から、今後、同様の事故が発生する可能性は、単なる確率的な可能性にとどまるものでないと認められる。

また、実施機関は、前述の5(2)のとおり、保護業務従事者である警部補以下の警察職員の様態について、本号に該当し不開示とするとして、これを本件個人情報から物理的に取り除くことはできないため、本件個人情報の全てを不開示にしたという点についても説明を加えているが、当審議会は上述の理由により、本件個人情報である当該監視カメラ映像全体を本号に該当すると認めるものである。さらに、実施機関は、前述の5(3)のとおり、本件個人情報が条例第14条第1項第7号にも該当すると説明しているが、当審議会は、上述のとおり、本号に該当するとしているので、第7号該当性については、重ねて判断しない。

以上により、当審議会は、実施機関が不開示とした本件決定は妥当と判断する。

7 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、保護時の扱いなど、その他種々主張しているが、当審議会は、実施機関が行った個人情報の開示決定等の妥当性について判断する機関であるため、当該主張は当審議会の判断を左右するものではない。

以上の理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。